

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年9月5日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

次期世田谷区公共施設利用案内システム再構築に向けた調査業務委託

(2) 業務内容

① 調査・分析スケジュールの管理

令和10年度次期システム稼働開始に向けて、令和9年度から新システム開発事業者が選定され、開発フェーズへ移行できるよう本調査業務のスケジュール管理を行う

② システム改善手法の検討

- ・オンプレミス、クラウド利用の検討
- ・利用者に寄り添ったUIの検討
- ・キャッシュレス決済への対応
- ・本人確認資料の確認方法等についての検討
- ・利用ルールの見直しを含む運用方法の検討
- ・システム利用データの抽出検討
- ・セキュリティ対策についての検討

③ 施設予約システムのパッケージ調査

施設予約システムは多くの事業者が開発しており、次期けやきネットシステムにおいても、既成のパッケージのみで対応が可能か、現行システムで有用な機能を取り込むためのカスタマイズ等の必要性を検討する。

④ 現行システムの課題分析

現行けやきネットシステムの運用状況、各施設所管課職員等へのヒアリング、区の実施計画などから、現行けやきネットの課題整理を実施すること。

<現行システムから次期システムへの改善要望(例)>

- ・キャッシュレス決済への対応
- ・本人確認書類審査の電子化(一部対応済み)
- ・利用者端末のあり方
- ・不正利用対策
- ・無人管理施設の利用方法の検討

- ⑤ 利用者アンケートの結果集計・分析
世田谷区民及びけやきネット利用者へのアンケート調査の集計
- ⑥ 他区市町村におけるシステムの状況調査
他市区町村における同様のシステムの稼働状況や、利用ルールなどについて調査を実施し、分析をする。
- ⑦ 次期けやきネット導入検討部会(仮称)の運営支援
各施設所管職員等で構成する次期けやきネット導入に向けた検討部会の運営に係る資料の作成等を支援すること
- ⑧ 次期けやきネットシステムに係る情報提供依頼(RFI)の支援
・情報提供依頼書の作成
・提供された情報の集計・分析
- ⑨ 次期けやきネットの要件整理
次期けやきネットシステムの要件定義作成支援を行うこと
- ⑩ 次期けやきネット(RFP)プロポーザル実施支援
次期けやきネット導入に係るプロポーザルの実施について支援すること。
・提案要求仕様書(案)の作成
・提案書の集計分析及び評価・選定の支援
・その他、プロポーザルに必要な資料等の作成
- ⑪ その他
上記のほか、受託者と区で協議し合意した内容について実施する。

(3) 履行期間

計画策定業務の期間を令和7年度(令和8年1月5日～令和8年3月31日)、令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)の2年間と想定して、業務の委託を予定し、本プロポーザルを実施するものである。

契約は、毎年3月31日までの会計年度を単位とし、履行に不備が無く、受託事業者にコンプライアンスに反する事項など継続して業務を委託し難い状況が無いこと、かつ、令和8年度における本事業の予算配当がある場合は、随意契約により、引き続いて業務を委託することを予定する。

(4) 参加資格

- ① 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同上第2項による措置を現に受けていないこと。
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑤ (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」もしくは「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得していること(取得申請中を含む。)

又は自社においてこれらの資格を取得している者と同等程度の個人情報保護に関する社内規定を設けていること。

- ⑥ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- ⑦ 令和2年度以降において官公庁(市区町村の一部事務組合等も含む)のシステム導入コンサルティング実績があること。
- ⑧ 「次期世田谷区公共施設利用案内システム再構築に向けた調査業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

2 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

3 提案書を選定するための評価基準

(1)実施体制に関する事項

- ・業務責任者等の実績、経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制等

(2)類似する業務の実績

(3)業務の実施方針

- ・けやきネットの現状・課題の認識
- ・けやきネットの理解状況
- ・世田谷区の特長やトレンドを踏まえた調査項目の提案能力
- ・アンケート及びヒアリング調査結果の正確な集計及び的確な分析を行う能力

(4)見積金額の妥当性

(5)プレゼンテーション内容

- ・説得力
- ・事業実施にあたっての現実性
- ・コミュニケーション能力

4 手続き等

(1) 担当部課

地域行政部地域行政課 担当 木村、菅沼

所在地 〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目22番33号

世田谷区役所西棟4階 402番窓口 電話 03-5432-2252

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間:令和7年9月5日(金)～ 令和7年9月19日(金)まで

② 場所:世田谷区ホームページでの閲覧

③ 方法:世田谷区ホームページからのダウンロードによる

世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報

→プロポーザル関連情報→プロポーザル関連情報(令和7年度) ページID:27365

- (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
- ① 期限：令和7年9月19日(金)午後3時まで(必着)
 - ② 場所 上記(1)本件担当に同じ
 - ③ 方法 郵送(締切日必着。郵送は書留郵便に限る。)又は持参
- (4) 質問票の提出期限及び方法
- 質問提出期限 令和7年10月7日(火)午後3時まで
- 質問方法 世田谷区地域行政部地域行政課あて電子メールによる
- (5) 提案書の提出期限、提出場所
- ①期限：令和7年10月23日(木)午後3時まで(必着)
 - ②場所：上記(1)本件担当に同じ
 - ③提出：原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること。

5 スケジュール

・手続き開始の公告日	令和7年9月5日(金)
・参加表明書提出期限	9月19日(金)午後3時 (持参又は郵送)
・プロポーザル招請通知	9月25日(木)
・質問提出期限	10月7日(火)午後3時
・質問回答	10月14日(火)
・提案書提出期限	10月23日(木)午後3時
・審査委員会(プレゼンテーション)	10月27日(月)
・審査結果通知	11月上旬
・仕様書調整、打合せ	11月中旬～下旬
・契約締結	令和8年1月5日～

6 その他

- (1)提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用については、提出者の負担とする。
- (2)提出された書類の返却は行わない。
- (3)区側での審査において疑義等が生じた場合、資料の追加提出を求めることがある。
- (4)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5)契約保証金は免除とする。
- (6)契約書作成の要否については、提案書特定後契約締結時に要とする。
- (7)関連情報を入手するための照会窓口は、上記4(1). 担当へ連絡すること。
- (8)区は、本案件に参加した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由(審査結果等)を公表することができる。
- (9)提出書類に虚偽の記載をした場合、または提案書の内容に重大な誤りがあった場合、選定を取り消す場合がある。
- (10)選定された場合でも、予算措置等その他の事情により、事業を実施できない場合がある。

- (11)提案を辞退される場合は、プレゼンテーション実施前までに本件担当まで連絡の上、辞退届(様式2)を提出すること。
- (12)提案書が特定された事業者と最終的な仕様、スケジュール等の確認等所要の調整を行った上で、正式契約を行うものとする。